

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回答
1	募集要項	13	第3章1(8)	維持管理業務及び運営業務の幹事企業も「予定者」として代表企業（プロジェクトマネジメント企業）が提案してよろしいでしょうか。	「予定者」として記載することができるのは、運営業務の構成員（幹事企業を除く）のみです。維持管理業務及び運営業務の幹事企業を「予定者」として記載することはできません。
2	募集要項	13	第3章1(9)	事業者選定後において新たに構成員として参加することはできない…ただし…とありますが、地元企業の事業者決定後の構成員登録は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	13	第3章1(10)	コンペ当選後、基本設計図又は実施設計図に基づいて建設企業や維持管理企業・運営企業の算出したコストが予算を超過してしまった場合、やむをえない事由として当該企業が構成員から外れることは可能と考えてよろしいでしょうか。	当初提案価格を超過したことをもって、直ちにやむを得ない事由に該当するものではありません。 要求水準書第3章4（2）「事業全体の進行管理及びコスト管理」（P37）に記載のとおり、建設業務や維持管理業務、運営業務等のコストを、当初提案額内に収めることを、プロジェクトマネジメント企業の責務としています。仮に、建設企業や維持管理企業・運営企業の算出したコストが当初提案価格を超過するおそれがある場合、プロジェクトマネジメント企業が各構成企業との調整のもと、当初提案価格内に収めるように調整を図ることを求めます。
4	募集要項	13	第3章2(2)	構成員及びこれらの企業と資本関係又は人的関係がある者は、この事業に応募する他の応募者の構成員、協力会社及び民間収益事業企業等となることはできない、とありますが、協力会社については、他の応募者の構成員、協力会社又は民間事業実施企業等となることは可能でしょうか。	協力会社についても、他の応募者の構成員、協力会社又は民間事業実施企業等となることはできません。募集要項第3章2（2）を修正します。
5	募集要項	15	第3章3(2)③	複合施設については二以上の用途の複合施設であればよろしいでしょうか。定義をご教示ください。	ご理解のとおりです。
6	募集要項	15	第3章3(2)③	「複合施設」の定義についてご教示お願いいたします。	質問No. 5の回答を参照してください。
7	募集要項	15	第3章3(2)③	設計した建物が竣工前であっても、設計業務が完了していれば実施設計業務の実績としてカウントしてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
8	募集要項	15	第3章3(3)②	請負契約締結までに市内に本店を有する企業を含む建設JVを結成すること、とありますが、提案時において建設JVを構成する全ての構成員を明記する必要があるのでしょうか。	提案書提出時においては、建設JVを構成する全ての構成員を明らかにする必要はありませんが、建設業務の幹事企業は必ず明記してください。
9	募集要項	16	第3章3(4)	維持管理企業の実績については、プロジェクトマネジメント企業の要件②の「過去に延床面積5,000㎡以上の施設で、企画・構想から設計・建設・運営までの総合調整を行った実績があること（民間施設含む。）」でもよろしいでしょうか。	施設の運営だけではなく、施設の保守管理の実績を有していることを求めています。ただし、保守管理業務の責任者として、マネジメントを行った実績を含むものとします。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回答
10	募集要項	16	第3章4(2)	指名停止の対象期間が「提案書提出時から各業務の契約締結までの期間」と定められていますが、建設工事請負契約や指定管理協定の締結は平成30年以降となり対象期間が大変長期に渡ることになります。つきましては、「提案書提出時から基本協定の締結までの期間」に対象期間を短縮していただけないでしょうか。	募集要項第3章4（2）を以下のとおり修正します。 「提案書提出から基本協定締結までの期間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者。」 なお、基本協定締結後は、「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領第9条「契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。（略）」」の規定により対応しますので、念のため申し添えます。
11	募集要項	18	第4章1	募集及び選定のスケジュールにおいて、質問の受付、回答が一回のみとなっていますが、回答内容に不明点が生じた場合は、どのように措置すればよろしいでしょうか。	質問の受付及び回答は一回のみとし、その後の質問は受け付けません。
12	募集要項	23	第6章2	管理運営JVを組成し、プロジェクトマネジメント企業が当該JVの代表企業となること、とありますが、出資比率は任意でよいとの理解でよろしいでしょうか？また、指定管理に関する基本協定書（案）もプロジェクトマネジメント企業が代表者として締結するという事でしょうか。	維持管理・運営JVを結成する場合の出資比率は任意ですが、維持管理・運営SPCの場合と同様に、プロジェクトマネジメント企業は出資者の中で最大の出資を行うものとし、指定管理に関する基本協定は、維持管理・運営JVの代表者（プロジェクトマネジメント企業）と締結します。
13	募集要項	23	第6章2	「参加資格要件を満たす市内に本店を有する企業のうち、少なくとも1社を加えた上で」とありますが、設立するSPCに市内に本店を有する企業が1社以上参画していれば、条件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	募集要項	23	第6章2	「市が指定管理者の選定手続きを開始する時点までに」とありますが、この選定手続きは、事業候補者が決定されたのちに実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	募集要項	23	第6章2	「SPCの設立が困難な場合は、市内に事務所または事業所を有する企業からなる管理運営JVを結成し」とありますが、管理運営JVを結成する場合は、市内に事務所または事業所を有しない企業は参画することができないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	基本協定書	3	第3条3	「但し、特別目的会社の設立が困難であると市が認めた場合には、共同企業体の組成に代えることができる」とありますが、困難であるかどうかに関わらず、特別目的会社を設立せずに、共同企業体の組成としてよろしいでしょうか。	困難な事情がない限り、特別目的会社の設立を求めます。詳細は募集要項第6章2（P23）のとおりであり、特別目的会社の設立が困難であるか否かについては協議のうえ、市が判断します。

No.	書類名	ページ	章・項目等	質問	回答
17	基本契約書	4	第5条	<p>運営事業者の代替社を探すことにより事業継続は可能となりますか？また、その際本条の追加出資等は免除されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>第5条の規定は、運営事業者であるSPC等が債務超過に陥った場合等においても、そのまま事業を継続することを前提としたものです。</p> <p>運営事業者の代替については、募集要項第3章1（10）②（P13）の規定により、やむを得ないと市が認める事由に限り、市の承諾を得て新たな運営事業者として事業を継続することは可能です。この場合は、新たな運営事業者を含めて基本契約を再締結することになるため、そもそも第5条の規定が適用されることはありません。</p>